

令和5年度 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会
会議録（要点筆記）

日 時：令和5年10月10日（火）15時00分から15時55分まで

場 所：江別市教育庁舎大会議室

出席委員：近江さつき委員長、加藤紀子副委員長、前田顕委員、佐藤盛大委員、大関義行委員、
信定学委員、久々江史也委員、嶋中千史委員、長山暁子委員（計9名）

事務局：教育部伊藤部長、教育部佐藤次長、学校教育支援室堂前室長、学校教育課稲田課長、
教育部総務課山崎課長、学校教育係中山係長、原田主任、岡田主事（計8名）

資料

資料1：報告事項ア 令和5年度学校選択制に係る入学状況について

資料2：報告事項イ 令和5年度以降通学区域審議会の方向性について

審議会概要

1 委嘱状交付

2 教育長あいさつ

3 開会

(1) 委員の紹介

(2) 委員長、副委員長の選出

(3) 報告事項

ア 令和5年度学校選択制に係る入学状況について【資料1】

○中山係長

通学区域審議会の概要、学校選択制の導入の経過と概要について説明。令和5年度の学校選択制に係る入学状況について報告。

○質問・意見

なし。

イ 令和5年度以降通学区域審議会の方向性について【資料2】

○中山係長

・過去の通学区域審議会の審議経過について説明。

・近年の審議会の意見等を踏まえた以下の課題について、現状・課題・方向性を説明。

①学校選択制と小中一貫教育との整合性の整理

②通学区域の設定についての検討（江別第一小学校の分散進学等）

③検証年（令和8年度）の審議事項

・令和4年度及び令和5年度以降の実施内容及びスケジュール等を説明。

○前田委員

学校選択制について、今後に向けて隣接する学校以外に、部活動関係なども勘案し、選択範囲を広げていく予定があるのか教えていただきたい。

○中山係長

通学区域について、小中学校義務教育の中では、ご家庭からの自主通学が基本となっています。一方で、ご指摘いただいたとおり、部活動も含めた教育環境の違いが学校にあり、新入学の時もしくは転入学してきた時に、保護者は学校選択制を活用し、行きたい学校を選択することができることとなっています。学校選択制の範囲の拡大については、通学路の安全性の問題など、慎重に議論していく必要があると考えており、また今後は部活動に関して、地域移行というのが全国的に進めていくということになっているため、学校の状況も確認しながら、中学校の部活動の在り方も併せ、通学区域について検討していきたいと考えています。

○前田委員

話は少し変わるが、登校拒否というのが現に学校であると思う。その学校を選ぶとか選ばないではなく、現状は登校拒否をする子どもたちは足を運ばないという事実があって、いろいろな要因が付随していると思う。選択できる学校を増やすのは登校拒否の方に限っては、自由にできればもう少し学校になじめる子が多くなるのではと思う。

○中山係長

学校選択制は理由を問わず決められた範囲内で行きたい学校を選択できるが、特別な事情がある方は区域外通学という制度があります。これは様々な要件があって、特別な理由がある場合にはほかの校区に転校するということが可能な制度です。例として一番わかりやすいものは、今通っている学校と別の校区に家を建てて引っ越したが、小学校6年生なので卒業するまでは今の学校に通いたいという場合、原則では新しい校区の学校に通わなければならないのですが、卒業するまでは今の学校に通い続けたい事情があった場合に、引き続き今の学校に在籍するというのも可能となっています。また、不登校の児童生徒についても区域外通学という制度の中で転校するというのも可能性としてはあります。ただ委員がおっしゃったように、まさに様々な要因が考えられるので、まずは転校ではなく、今通う学校で支援をどのようにするべきかということを考える中の、支援策の一つとして、区域外通学という制度も提示できるものとなっています。

○大関委員

第一小学校は分散進学ということなのだが、実際に江別第一中学校と江別第三中学校に通っている割合は大体どれくらいなのか教えていただきたい。

○信定委員

関連して、通学区域について、線路から北側に江別第一中学校の校区になっている部分があるが、この部分からどのくらい江別第一中学校に通っている生徒がいるのか。また、この部分が旧江別小学校の校区であって、それを当初江別第一小学校の校区にした経緯がわかれば教えていただきたい。

○中山係長

具体的な数字を細かく持ってはいないのですが、区域ごとの進学状況など、今後分散進学を審議いただく中では、委員からご質問いただいた内容も重要になってくると思いますので、情報を整理し、分散進学についての在り方を検討する中で、事務局で案を作って、お示しさせていただきたいと思います。また、江別第一小学校の校区設定に係る経緯につきまして、旧江別小学校と旧江別第三小学校の校区をそのまま残すべきであるという議論が過去の審議会でありました。審議の中で、江別第一小学校を作る場合であっても、中学校に進学する時には、旧江別小学校の子どもたちは江別第一中学校へ、旧江別第三小学校の子どもたちは江別第三中学校へ進学することとし、その際、分散進学になることについては、特に支障がないという結論になっていました。

○近江委員長

校区の設定については、父兄の方々の意見もかなり多かったように思います。中学生と小学生でご兄弟がいた場合に、通う校区が変わってしまうと、行きづらさがあるというか、ご家庭にとってもばらばらになってしまうというようなご意見があったように記憶しております。

○長山委員

学校選択制と小中一貫教育の整合性の整理をするということは、学校選択制と小中一貫教育は合わないということでしょうか。

○中山係長

小中一貫教育については、中学校区で目指す子ども像を設定し、小学校から中学校までの9年間で、同じ教育目標に向かって進めていくという制度であり、学校選択制に関しては、校区と別の学校を選択することが可能な制度となっています。例えば、別の中学校区に移ってしまうと、いままで進めてきた目指す子ども像と違う内容になってしまうという懸念が一部ありますので、その部分の整合性について整理したいと考えています。

(4) その他

○事務局

特になし。

4 閉会